

玄海原発3,4号炉の適合性審査書案の問題点 — 提出したパブリックコメント28通の紹介

— 2016年12月27日佐賀県庁記者会見資料 —

福岡核問題研究会世話人 三好永作

原子力規制委員会による玄海原発3、4号炉の設置変更許可申請書の適合性審査書案のパブリックコメントの公募が12月9日で締め切られ、間もなく、その公表とともに審査書が確定されるものと思われます。審査書案公表の時点ですでに「事実上合格した」などという報道[注1]もありますが、それでは意見公募の意味がありません。この文書の内容と、原発再稼働の是非について、報道機関も含め国民の間で広くかつ深く議論がなされる必要があります。

日本科学者会議の1グループである福岡核問題研究会の会員も計28通のパブリックコメントを提出しましたので、その内容をご紹介します。一般の皆様、そして佐賀県民の皆様の議論に役立てていただきたいと思います。本日発足する佐賀県の専門部会におかれましても参考にして頂ければありがたいと思っています。

以下、私たちのパブリックコメントで指摘した審査書案の問題点について、その概要を説明します。

[注1]例えば11月09日のNHK報道「原子力規制委玄海原発3・4号機の審査書案まとめる」。
<http://www9.nhk.or.jp/kabun-blog/200/256658.html>

福岡核問題研究会メンバーのパブコメ全体は、<http://jsafukuoka.web.fc2.com/Nukes/index.html>を参照。

以下で[]の中の記号は、別紙パブリックコメント一覧の第一コラムのものです。

1. 水蒸気爆発が実機において発生する可能性について1（中西[N1]）

[論旨] 審査書案はIAEAの安全基準「原子力発電所のシビアアクシデントマネジメント計画」の水蒸気爆発対策を無視している。

過酷事故時の水蒸気爆発の危険性は、諸外国では深刻に認識されている。IAEA安全指針NS-G-2.15「シビアアクシデントマネジメント計画」では、キャビティ（原子炉直下の格納容器底部空間）の冠水は、「圧力容器外での水蒸気爆発が起こり得るというマイナスの影響がある」とあり、大量の格納容器下部への冠水は、水蒸気爆発の危険性が大きい事を警告している。

2. 水蒸気爆発が実機において発生する可能性について2（中西[N2]）

[論旨] 審査書案はロシアのカベンスキーらの論文の水蒸気爆発対策の新知見を無視している。2009年4月14日にロシアのカベンスキーらによって「VVER-1000のシビアアクシデントマネジメント概念とるつぼ型コアキャッチャにおけるコリウム保持の有効性」の論文が発表されている。特に水蒸気爆発については『炉心をキャッチしてそこにとどめるこのコンセプトは、溶融燃料と冷却水との熱的相互作用による水蒸気爆発の危険性のために広範な人びとの賛同を得られていない』と説明されている。そのために、フランスやロシアでコアキャッチャが開発されており、海外では溶融炉心をキャビティの大量貯水で冷却する方法は認められていない。

3. 水蒸気爆発が実機において発生する可能性について3（中西[N3]）

〔論旨〕労働安全衛生規則は溶融高熱物を取り扱うピットの中に水を侵入させない事としている。

岩波の「科学」2016年6月号に、『滝谷紘一氏の「労働安全衛生規則」に反する過酷事故対策の原子力キャビティの水張り」と水素燃焼用イグナイター』が掲載されている。この論文に「労働安全衛生規則に反する過酷事故対策」（1）水蒸気爆発の防止について、が説明されている。労働安全衛生規則では、水蒸気爆発を防止するために、溶融した高熱の鉍物を取り扱うピットには内部にみずを貯めてはならないと規定されている。審査書案は、労働安全衛生規則」を無視している。

4. 水蒸気爆発が実機において発生する可能性について4（中西[N4]）

〔論旨〕北九州市のアルミメッキ加工会社の水蒸気爆発事故を無視している。

平成27年9月1日、北九州市のアルミメッキ加工会社でアルミニウムの溶解作業中に漏出したアルミニウムと付近にたまっていた水が接触し、水蒸気爆発が起きたとみられる。これを受けて、北九州消防局は、溶解炉のある市内の全23事業所（計95施設）へ一斉指導を始め、溶解炉周辺に水気や可燃物がないかを点検しているという（平成27年9月8日付け西日本新聞朝刊）。この事故の発生から分かるように、実際の金属の高温溶解工場では、水蒸気爆発事故が発生しているのに、審査書案はそれを無視している。

5. 水蒸気爆発が実機において発生する可能性について5（中西[N5]）

〔論旨〕チェルノブイリ原発は地下プールに大量の水があり、水蒸気爆発の防止のために水抜きをしたのに、わざわざ水を入れているのは危険な逆の対策である。

”Nuclear Safety in Light Water Reactors: Severe Accident Phenomenology” ed. by B.R. Sehgal にチェルノブイリ原発の巨大な地下プール図面が掲載されているが、事故によりメルトダウンが発生した時、水蒸気爆発の発生を恐れて、直ちに地下プールの水抜きを行っている。審査書案は海外の過酷事故対策とは逆の判定である。

6. 水蒸気爆発が実機において発生する可能性について6（中西[N6]）

〔論旨〕第274回適合性審査会では、柏崎刈羽原発6、7号機の過酷事故対策において、水蒸気爆発の起きる可能性を認めて、ペDESTAL床面の水位の検討を行っている。

第274回適合性審査会では、東京電力がペDESTALに貯水した水中に、溶融炉心を落下させたとき、水蒸気爆発の起きる可能性があると認識し、水蒸気爆発が起きても格納容器が破裂しない様に、水位を1.5mに管理する計画について、審議を行っている。東京電力の原子炉では、水蒸気爆発の起きる可能性が大きい事を認めながら、玄海原発3、4号炉に水蒸気爆発は起こらないとする判定は同じ審査会なのに矛盾している。

7. 水蒸気爆発が実機において発生する可能性について7（中西[N7]）

〔論旨〕第236回適合性審査会の沸騰水型原子炉の適合性審査資料が、水蒸気爆発対策問題の不備を明快にした今回の玄海原発3、4号炉の適合性審査書案の水蒸気爆発対策問題やMCCI対策問題の検討資料は、「第58回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」における「資料2-2-6、溶融炉心と冷却材の相互作用について」と「資料2-2-7 溶融炉心とコンクリートの相互作用について」である。これらの資料の主要な論旨は沸騰水型原発グループの論旨に引き継がれているが、第236回適合性審査会合における資料1-2「重大事故対策の有効性評価に係わるシビアアクシデント解析コードについて」では、より多くの検討資料が追加されている。そして、落下

して水中に堆積した溶融炉心がどうなっているかの説明図が示されている。溶融炉心は水中でクレストに囲まれて大量に溶融状態のまま存在している。この大量の溶融炉心が水素爆発や大地震の余震などがトリガーとなり、クレストが破れて大量の水と接触すると、格納容器が破裂するような大水蒸気爆発が起きるのは明らかであるが、その検討が全くされていない。

8. 水蒸気爆発が実機において発生する可能性について 8 (中西[N8])

[論旨] 加圧水型原発も水中の溶融核燃料のクレスト破壊モデル無視している。

今回の玄海原発 3、4 号炉の適合性審査書案の水蒸気爆発対策問題や MCCI 対策問題の検討資料は、加圧水型原発を持つ関西電力、北海道電力、九州電力、四国電力が合同で制作した、平成 25 年 12 月 17 日開催の「第 58 回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合」資料は、あまり詳しい内容の説明がない。しかし、沸騰水型原発グループの詳しい検討資料が公開されてから、後で作成された第 365 回適合性審査会の資料 1-2-1 の適合性審査資料では、玄海原発 3、4 号炉についての水蒸気爆発対策問題や MCCI 対策問題がかなり詳しく説明されている。この資料でも落下して水中に堆積した溶融炉心がどうなっているかの説明図が示されている。溶融炉心は水中でクレストに囲まれて大量に溶融状態のまま存在している。この大量の溶融炉心が水素爆発や大地震の余震などがトリガーとなり、クレストが破れて大量の水と接触すると、格納容器が破裂するような大水蒸気爆発が起きるのは明らかであるが、その検討が全くされていない。

9. 水蒸気爆発が実機において発生する可能性について 9 (中西[N9])

[論旨] 加圧水型原発の適合性審査において TROI の実験をほとんど審議していない。

加圧水型グループは第 58 回審査会合にて説明資料で、内外の実験結果によって、水蒸気爆発は起こらないと説明してきた。しかし、何回かのパブリックコメントで、TROI の実験を意図的に除外されていることが批判されてきた。その批判に対しては、沸騰水型グループが TROI の実験結果を採用し、TROI の実験結果からも、水蒸気爆発は起こらないと説明してきた。適合性審査においては、沸騰水型グループの適合性審査会において、TROI の実験結果が審議されてきたが、加圧水型グループの適合性審査会では審議をしていない。しかし、審査書案では、沸騰水型グループの適合性審査において審議された内容を流用し、審査書案の結論を出している。

10. 格納容器下部のキャビティをモルタルで補強する計画は適切ではない (中西[N10])

[論旨] 格納容器下部のキャビティを新たに補強する計画は一歩前進で有るが、モルタルで補強する計画は適切ではない

メルトダウンが発生し、溶融炉心が大量にキャビティに大量に貯水された水中に落下した時、格納容器キャビティ下部側壁のライナーが約 1100°Cになると推定されるので、キャビティ下部側壁のライナーの保護が必要と説明されている。そして、キャビティ下部側壁のライナーの保護の為に、高さ 1.2m、厚み 30cm にグラウト材を打設すると説明している。この改造工事の為に、工期が 7 ヶ月かかると説明している。第 375 回の適合性審査会では殆ど討議は行っていない。第 375 回適合性審査会の議事録の 70 ページから 81 ページで詳しく説明と討議が記録されている。更田委員長代理は、このグラウト材はコンクリかと質問しているが、九州電力はモルタルと説明している。グラウト材の物性も示さない状態で、審査を合格としている。このようなあいまいな審査で合格とする事は、不適切な判定と思われる。

1 1. 格納容器下部のキャビティをモルタルで補強する計画はコリウムシールドに比べて著しく悪い（中西[N11]）

〔論旨〕 格納容器下部のキャビティをモルタルで補強する計画は、東京電力の柏崎刈羽原発のコリウムシールド補強に比べて著しく悪い。

東京電力は柏崎刈羽原発7号炉のペDESTALの格納容器鉄板の保護の為に、コリウムシールドの設置工事を行っている。このコリウムシールドには融点が約2700°Cの最高級耐火煉瓦が使用された。一方、玄海原発3、4号炉では施工面積は広いが、キャビティ側壁の補強工事にはモルタルが使用される計画である。モルタルの成分が不明であるが、一般にはモルタルの融点は約1200°Cであり、メルトダウン事故が発生すると、水中でも殆ど防護効果は無い。

1 2. 加圧器逃がし弁の耐熱計算が杜撰である（中西[N12]）

〔論旨〕 九州電力はメルトダウン事故の発生時、加温破損で一番問題なのは加圧器逃がし弁の耐熱としたが、その検討計算は関数電卓計算レベルのモデルを使用していた。

九州電力はメルトダウン事故の発生時、加温破損で一番問題なのは加圧器逃がし弁のダイヤフラムの耐熱と報告した。適合性審査会で、その検討をするための伝熱計算結果に疑問が指摘され、計算モデルの明示が問われた。九州電力から、伝熱工学資料にあるようなフィンモデルとフィンの式を使用したと説明があった。それでも、適合性審査会では承認された。しかし、現在では、このような伝熱計算は、最低でも有限要素法や差分法のモデルを使用すべきである。専門的には、NASA（アメリカ航空宇宙局）がロケットやスペースシャトルの開発で昔から使用していたような伝熱回路網モデルを使用すべきである。

1 3. フィルター付きベントの設置されていない格納容器は事故時に破壊する恐れがある（中西[N13]）

〔論旨〕 フィルター付きベントの設置されていない格納容器は格納容器が破壊する事もあるので、ヨーロッパではフィルター付きベントの設置は義務化されている。

九州電力は、フィルター付きベントの設置を行わないままに、玄海原発3、4号炉の再稼働を計画している。したがって、何かのアクシデントが起因となって、メルトダウンが発生した時、キャビティに落下した100トン程の2600°Cにもなった熔融核燃料を水蒸気爆発防止のために少量ずつの水で冷却しようとしても、大量に発生する水蒸気を格納容器外へ排出する手段がなく、格納容器内のガス圧力が格納容器破壊強度よりも大きく成って、格納容器が破裂するので、キャビティに大量の貯水を行い、水蒸気の発生量を少なくする処置を行っている。しかし、そのために大水蒸気爆発の可能性がおおきくなる。玄海原発3、4号炉にフィルター付きベントを設置せずに再稼働を行うような事は、到底許されるものではない。

1 4. 水素燃焼ではなく水素爆発問題（中西[N14]）

〔論旨〕 旧規制基準は、水素爆発不可とし、水素濃度は4%以下が基準であったが、新規制基準は、水素爆燃は可、水素爆轟は不可とし、水素濃度は13%以下と基準を緩くした。

旧規制基準は『(六)判断基準としては、事象発生後少なくとも三〇日間は、原子炉格納容器内雰囲気中の酸素又は水素の濃度のいずれかが、それぞれ5%又は4%以下であることとする。』と規定されており、格納容器雰囲気内に5%以上の酸素がある場合には、水素の許容濃度は4%以下とし、水素爆発は不可と決められていた。しかし、福島原発の過酷事故の結果から、旧規制基準は到底守れないと考え、新規制基準では水素爆発を爆燃（水素濃度4.0%～13.0%）と爆轟

(13.0%以上)に分類し、爆燃は可、爆轟は不可とした。

15. 水素爆発問題（部分的に短時間、水素濃度は13.0%を超えている）（中西[N15]）

〔論旨〕適合性審査会で九州電力の水素濃度の偽装が発覚し、部分的に短時間、水素濃度は13.0%を超えている申請書と成ったので、イグナイターが正式の水素爆発防止対策になった

第365回適合性審査会で、九州電力の資料では、MCCIによる水素発生を考慮すると水素発生が12.8%になっているが、資料にごまかしがあり、実際には13.8%になる所があり、13.0%を超える爆轟範囲に入ってしまった事が更田原子力規制委員会委員と原子力規制庁担当官から指摘された。爆轟が発生するのは、原子炉下部キャビティ区画の90%の水以外の10%の空間におけるわずかな体積において、約6～7分程度の時間なので、安全性に問題はないと説明された。また、原子炉圧力容器とキャビティとの間の空間形状から、水素濃度が13.0%を超えていても、これまでの各種実験結果から、直接の爆轟の発生や、爆燃から爆轟に遷移するDDTは起こらないと説明された。しかし、その後イグナイターが正式の水素爆発防止対策になった。

16. 震源を特定せず策定する地震動問題に大問題（中西[N16]）

〔論旨〕玄海原発3、4号炉の基準地震動は、震源を特定せず策定する地震動が最大となり、620ガルと設定された。しかし、新規制基準の、比較用地震の選定には、Mwの6.5以上の地震8の内6が削除され、2に減少されたので、620ガルの設定は過小評価となっている。

日本列島には海洋プレートの移動エネルギーによって日本列島プレートの岩盤に応力と歪が発生し、蓄積されたエネルギーによって岩盤に働く応力が増大し、岩盤の強度の限界を超えると、最も弱い岩盤を起点に破壊が起こり、その時岩盤に蓄積されていたエネルギーが大振動エネルギーとなって、大地震動がひきおこされると思われる。活断層が大エネルギーを持っているのではなく、活断層が一番弱い岩盤が過去に割れてできたものという事だと思われる。大地震が起きて、周辺の歪エネルギーが少なくなっても、又歪エネルギーが溜まってくると、一番早く弾ける場所と思われる。

玄海原発の周辺の佐賀県や福岡県の岩盤は、海洋プレートの移動エネルギーの影響を受けにくい位置にあるので、地盤の移動スピードも遅く、歪エネルギーの飽和時間が日本列島の他の地域に比べると長いので、これまで大地震が発生し、活断層ができた場所が少なかったのだと思われる。今日本列島は、2016年10月21日の鳥取県中部地震(M6.6)のように、大きな活断層の観測されていない場所での大地震が増えてきている。玄海原発3、4号炉の基準地震動は、震源を特定せず策定する地震動が最大となり、620ガルと設定された。しかし、新規制基準の、比較用地震の選定には、Mwの6.5以上の地震8の内6が削除され、2に減少されたので、620ガルの設定は過小評価となっている。

17. 耐震重要度分類の変更を行わなかった問題（中西[N17]）

〔論旨〕施設の分類の見直しは、施設の分類の見直しが行われないうままに、新規制基準が策定された。そのために、外部電源の開閉所設備の安全裕度が極端に少ないままになっている。

施設の分類の見直しは、福島第一原発の過酷事故後、必要とされてきて、「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム第3回会合」で検討が行われているが、「施設の分類の見直し」は過酷事故検討チームとの境界領域になっており、そのチームの意見も聞くとなった。またその見直しができていなく、これからの会合で提起していくとなっていた。しかし、重要な「施設の分類の見直し」が行われないうままに、新規制基準が策定された。3号

主変圧器の最小裕度部の裕度は 1.59、3号所内圧器の最小裕度部の裕度は 1.36、3／4号予備変圧器の最小裕度部の裕度は 1.04、4号主変圧器の最小裕度部の裕度は 1.53、4号所内圧器の最小裕度部の裕度は 1.16 となっている。Sクラスの安全裕度は 3.0 以上であるが、開閉所設備の安全裕度は極めて小さい。福島第一原発の教訓はほとんど生かされていないと思われる。そして、この第75回審査会合では、新規制基準の裕度の規制値を僅か4%でもクリアーしておれば、法的には何ら問題ないと思われているのか、九州電力の説明が有っただけで、審議は全く行われていない。

18. 玄海原発3. 4号炉は4重の壁しかない問題（中西[N18]）

〔論旨〕玄海原発3、4号炉は原子炉建屋が設置されずに格納容器までの4重の壁で建設された川内原発1、2号炉は鋼板製の格納容器とコンクリートの原子炉建屋で構成される5重の壁構造であるが、玄海原発3、4号炉はプレストレスコンクリート製の格納容器にガスシール用の6.4mm厚みの薄い鉄板を貼り付けた4重の壁構造であることが説明されている。この新しい設計は日本では、大飯原発3、4号炉と玄海原発3、4号炉で初めて挑戦された。この新しい格納容器設計の安全性を確かめるために、アメリカのサンディア研究所で1／4モデルを使用して、破壊実験が行われている。この実験結果によると、玄海原発3、4号炉のプレストレスコンクリート製の格納容器は従来の鋼板製の格納容器に比べて、かなり弱い事が分かっている。プレストレスコンクリート製の格納容器のみの原発が安全かどうかの審査が必要であるが、全く審査されていない。

19. 避難計画の作成が困難なので、原子力規制委員会はセシウム 137 の放散限界目標値を百分の一に下げたが原子力防災計画の専門チームでは拒否されてダブルスタンダードとなった問題（中西[N19]）

〔論旨〕原子力規制委員会の専門チームにより、福島原発の過酷事故と同程度の放射性物質放散量を想定した「原子力災害対策指針」が策定された。しかし、その後原子力規制委員会はセシウム 137 の放散限界目標値を百分の一に下げた目標値を策定し、ダブルスタンダードとなった。

原子力規制委員会の専門チームにより、IAEA の深層防護の第5層の安全対策を参考にして、福島原発の過酷事故と同程度の放射性物質放散量を想定した「原子力災害対策指針」が策定された。これは、IAEA よりも約1／2緩い放射線防護対策であった。しかし、その後日本国内の各自治体より、「原子力災害対策指針」は厳しすぎて、避難計画が策定困難で有るとの意見がたくさん提出されたので、原子力規制庁よりセシウム 137 の放散限界目標値を百分の一に下げた目標値が提案されて、原子力規制委員会で新規制基準として、追加された。そして、「第8回原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合」で原子力規制庁より「原子力災害対策指針」をセシウム 137 の放散限界目標値を百分の一に下げた目標値に変更する事が提案されたが否決された。その結果、ダブルスタンダードとなった。

20. 玄海原発の免震重要棟の設置は3回緩和された問題（中西[N20]）

〔論旨〕玄海原発の免震重要棟の設置は、免震重要棟等の5年間猶予が認められ、経過措置の起算点経過措置の起算点は、一律に新規制基準の施行時から新規制基準に適合するための本体施設等に係る工事計画認可の日と緩和され、免震重要棟は耐震棟への変更が認められ、3回緩和された。

平成25年3月19日の「平成24年度第33回原子力規制委員会」で、田中原子力規制委員会委員長の私案として、フィルター付ベントや免震重要棟等の5年間猶予が提案され、決定さ

れている。しかも、原子力規制委員会は2015年11月23日の第40回審査会合で、『(1)経過措置の起算点経過措置の起算点は、一律に新規制基準の施行時(平成25年7月8日)としていたが、新規制基準に適合するための本体施設等に係る工事計画認可の日とする。』とフィルター付ベントや免震重要棟等の設置の大幅な延期を認めた。これほどの甘い規制が行われたがその上に、九州電力は平成25年7月12日提出の設置変更許可書を、免震重要棟で申請していたにも関わらず、途中から耐震構造の緊急時対策棟への変更申請書が提出した。この変更についても、適合性審査会でみとめられ、玄海原発の免震重要棟の設置は3回緩和された。

2.1. 玄海原発の原子炉圧力容器の炭素偏析による強度不足の検査を行っていない問題(中西[N21])

[論旨] フランスでは、原子炉圧力容器の炭素偏析による強度不足問題が発覚し、原子炉の操業を停止し、非破壊検査が行われた。しかし、新しい知見が確認されても、この問題についての原子力規制委員会の審議が終わる前に、審査書案が公布された。

フランスのフラマンビル原発3号機の原子炉圧力容器の上蓋と下鏡に炭素偏析による強度不足が有ることが平成26年末に発覚し、フランスの原子力安全局(ASN)が平成27年4月に公表している。その後フランスでの調査が進み、12基の蒸気発生器水室の日本鑄鍛鋼株式会社製の鍛造品に炭素含有量の高すぎると思われる部品が確認されている。圧力容器の鍛造品炭素偏析による強度不足の新しい知見が得られたのは、新規制基準の策定後であり、新規制基準には組み込まれていなく、玄海原発3、4号炉の適合性審査会では一度も検討をされていない。それにも関わらず、平成28年11月22日の平成28年度第45回原子力規制委員会の審議結果も待たずに、既に平成28年11月9日に玄海原発3、4号炉の適合性審査書案を公布した。

2.2. 再臨界が引き金となって水蒸気爆発が起きる危険性がある(北岡[K1])

溶け落ちた炉心溶融物は水に接すると粒子状・軽石状になり、コンクリートの床に降り積もる場合が想定される。その炉心溶融物の堆積物(デブリ)はコンクリートを溶かしながら、内側に取り込んだ水やコンクリートの効果で臨界に至る可能性がある。その場合、炉心溶融物は臨界で発生した熱などによって、急激に膨張し飛び散る危険性がある。その大量の細かく飛び散った高温溶融物は、直接・瞬間的に大量の水と大きな表面積で接して、大量の水蒸気が急激に水中で爆発的に発生する(衝撃波を伴うだろう強烈な水蒸気爆発)。

2.3. 審査書案は過酷事故現象学の最新の報告書の認識を無視している(三好[M1])

[論旨] 審査書案の「水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低い」との判断は、過酷事故現象学の分野の科学的認識を無視している

B.R.Sehgal 編集の過酷事故現象学の最新の報告書

”Nuclear Safety in Light Water Reactors: Severe Accident Phenomenology”(Academic Press, 2011)によれば、「溶融燃料と水が接触すれば、今の研究段階では、水蒸気爆発は必ず起きるとする」(p.266)、「われわれは現在、水蒸気爆発を防止する解決策を提案することは出来ない」(p.282)との認識を示している。これが現在の科学的認識である。それにもかかわらず原子力規制委員会は、溶融した炉心を水で張った格納容器に受けて冷却するという対策を容認している。この対策は、現在の過酷事故現象学では水蒸気爆発を誘発する恐れがあるということである。

2.4. 審査に使われた「新規制基準」は事故の進展について余りにも楽観的である(三好[M2])

規制委員会の「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(2016.6.29)に「新規制

基準」の「」が述べられている。その中で『絶対的な安全性』というものは、達成することも要求することもできない」として、一度コントロールを失うと地球規模で被害をもたらす原発システムの特異性の無理解を示す。現時点で説明が不十分な水蒸気爆発や一酸化炭素爆発について軽視あるいは無視しており、過酷事故を想定しているにもかかわらず、事故の進展について余りにも楽観的な見通しである。使用済燃料の貯蔵施設についても「使用済燃料が冠水さえしていれば、その崩壊熱は十分除去される」、「放射性物質が放出されるような事態は考えられない」としている。福島原発事故で最も恐れられたのは燃料プールからの放射性物質の放出であったことを考えれば、これは余りにも楽観的である。このような「新規制基準」による審査では、原発の安全性は保てない。

25. 航空機落下による核災害の危険（豊島[T1]）

玄海 3, 4 号機は格納容器がむき出しの構造であり、航空機のような上空からの落下物に特に脆弱であると思われる。しかし規制委員会がこの問題で審査した対象は、そのような事態に対処するための手順書、体制、設備及び資機材の整備のみであり、このような衝突に対する格納容器の耐性等についての記述すら審査書案には見られない。

26. 原発事故時の住民避難等についての審査がない（豊島[T2]）

原子力規制委員会設置法は「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を掲げている。したがって原子力発電所のような国民の生命・財産に重大な影響を及ぼす可能性のある施設の可否については、単に原子炉等規制法や設置許可基準規則のみで判断するのではなく、上記の委員会の目的に照らして総合的に判断すべきである。その判断材料には重大事故時の住民避難の問題もふくまれるべきであり、これは IAEA の深層防護の第 5 層に属するものとして位置づけられている。この審査を欠くのは不当である。

27. 通常運転時の健康被害について審査すべきである（豊島[T3]）

前パブコメと同様、委員会の目的に照らして総合的に判断すべきことがらとして、原発の通常運転時の放射能放出とその健康影響の問題がある。玄海原発周辺では、同原発の稼働によって住民の白血病死亡率が高くなったことが明らかにされている。これは同原発から放出される放射性物質による疑いがある。玄海原発は過去の稼働時の 2002 年から 2012 年に 826 テラベクレルと、我が国の原発では最も多量のトリチウムを放出している。トリチウム、あるいは他の放射性物質による周辺住民への健康影響の危険性が完全に払拭されない限り、玄海原発の稼働を許可すべきではない。

28. 破壊行為から玄海原発の核物資を守るのは不可能だろう（北岡[K2]）

自衛隊の特殊部隊が常駐しても、自爆覚悟の武装集団による原発事故を防ぐのは不可能だろう（敵は職員らを脅し危害を加えて破壊活動に協力・参加させ、人質にして反撃を阻止するだろう）。たとえ、（職員らの命を守り、敵を鎮圧しても）炉心冷却用の設備や非常電源設備、配管や格納容器などを破壊されてしまえば、外に放射能が出てしまう事態を防ぎ難い場合があるからだ。大量の使用済み核燃料までも壊されれば、福島原発事故以上の放射能が撒き散らされるだろう。